

令和6年度第2回世田谷区立図書館運営協議会

日 時：令和6年10月23日（水）午後6時29分～午後8時28分

場 所：教育会館3階大会議室「ぎんが」

出席者：委員（10名）

【学識経験者】糸賀委員（会長）、西村委員（副会長）、石原委員

【公募区民】高良委員、宮岸委員、吉田委員

【社会教育関係者】佐藤委員

【教育機関関係者】豊泉委員

【図書館活動団体関係者】稲葉委員、結城委員

事務局（3名）

中央図書館（3名）

・図書館運営係長、図書館事業推進担当係長（2名）

次 第：

- 1 第3次世田谷区立図書館ビジョンの取組項目について
- 2 第3次世田谷区立図書館ビジョン行動計画に掲げる取組み内容の確認・意見について
（基本方針1～3）
- 3 その他（事務連絡）

午後 6 時29分開会

○会長 出席予定の方が皆さんそろいましたので、令和 6 年度第 2 回の世田谷区立図書館運営協議会を始めさせていただきます。

本日は13名の委員のうち、お三方が御欠席ということで、残りの10名の方がおそろいです。

それでは、議事に入ってまいります、本協議会の会議は公開となっております。速記者の方が今日も入っております、会議録として後日ホームページで公開されます。

また、本日も傍聴の方が入っていらっしゃいます。現時点で何名の方ということになりますか。

○事務局 現時点で 2 名の方が傍聴されています。

○会長 毎回傍聴される方もいるということで、それなりに注目をされている協議会ということになります。

それでは、議事に入る前に、実は前回御欠席でした委員が本日は出席されています。この期の会議といたしましては初めての出席ということになりますので、簡単に自己紹介をお願いいたします。

(自己紹介省略)

○会長 ありがとうございます。

それでは、お手元の次第に沿って議事を進めてまいります。

初めに、1 といたしまして、第 3 次世田谷区立図書館ビジョンの取組項目についてということになります。これについて事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 そうしましたら、資料 1 の第 3 次世田谷区立図書館ビジョン取組項目についてを御覧ください。こちらは皆様にお渡ししておりましたクリーム色の冊子の図書館ビジョンに基本方針 1 から 6 ごとに記載している表でございます。第 1 回の協議会で委員の皆様が興味をお持ちの分野などを伺いましたので、第 1 期の協議会、令和 4 年・5 年度のときの第 1 期の協議会でも御意見をいただいた取組、特に選書基準の公表など、そういったところも含めて、基本方針の中から事務局で取組項目をセレクトして網かけをさせていただいているものでございます。ですので、黄色で網かけをしている箇所が今回、今年度扱っ

ていきたい取組項目としていきたいということで、事務局のほうで絞らせていただきました。原則、基本方針ごとに2つから3つぐらいの取組項目というふうに、時間の関係上なども含めましてセレクトしております。ただし、基本方針の2、子どもの健やかな成長を支える図書館、こちらについては、皆様大変御興味があるということで御意見を多くいただきましたので、取り上げる取組項目も多くしてございます。

今回は基本方針の1から3についてを取り上げさせていただいて、次回の1月の第3回の協議会のときには、基本方針の4から6を取り上げるという形で2つに分けてというふうに考えてございます。

説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。ただいま事務局からの説明にありましたように、この第3次世田谷区立図書館ビジョンの中の第3期行動計画のうちの基本方針の1から6を中心に、この協議会で、今回、それから次回に取り上げていくということになります。いずれこれを検証して、このビジョンどおりに進んだところと、あるいは必ずしも十分でないところがここで明らかになっていくということになります。その後、どういう方向で行くのかについてぜひ皆さんからの意見や、あるいは軌道修正といったことも含めて御意見を承りたいということになります。この基本的な方針について何かお尋ねがございましたでしょうか。

ないようでしたら、早速、今日は基本方針の1から3までを扱うことになります。

それでは、次第の2番ということになります。今の説明にありましたように、この図書館ビジョンの行動計画に掲げる取組内容の確認・意見、このうちの今日は基本方針の1から3を取り上げます。これを3つに分けてそれぞれ御説明いただき、皆さんから御質問なり御意見をいただくということになります。

その説明に入る前に、若干、図書館側からの紹介といいますか、補足説明があるようがあります。お願いいたします。

○事務局 御説明に入る前に、本日の体制、職員の紹介をさせていただきます。本日は、第3次図書館ビジョンの取組を中央図書館で具体的に進めております担当係長3名が出席させていただいております。後ほど委員の皆様から質問があった際には、担当の係長からも説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

(紹介省略)

説明の後に、忌憚のない率直な御意見をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、事務局より御説明させていただきます。

○事務局 そうしましたら、資料の説明に入ります。資料2-1、こちらは基本方針1、求められる知識・情報を確実に提供する図書館に関する確認・意見シートを御覧ください。皆様のお手元にはホチキス留めしたもので資料2-1ということでお配りさせていただいております。なお、本日皆様からいただいた御意見は、こちらの資料2-1というところの2ページ目のところ、裏面のほうです。こちらに図書館運営協議会からの意見・提案の欄に今後記載をし、その下の取組みの方向性の案のところ、こちらを作成した上で、次回の第3回のときは基本方針の4から6を取り上げることになると思いますが、それも併せて最後の第4回の3月の協議会でこちら案のほうを示させていただいて、また皆様のほうに御確認をいただきたいという流れで進めていきたいと思っております。

そうしましたら、資料2-1の1ページ目にお戻りください。御説明させていただきます。先にちょっとこの記載のルールを説明させてください。こちらが基本方針1について取り上げているものですが、施策の方向性という最初の箱のところ(2)のところから始まっているんですが、これは先ほど資料1のほうで事務局のほうでピックアップさせていただいた項目が、施策の方向性というのが(1)は取り上げておりませんでして、(2)から取り上げております。そこと対比した形の数字になっております。また、取組項目のところにも資料1のほうで番号を振らせていただいております。黄色の網かけにしているものです。こちらの番号のほうが取組項目のほうに入ってくるというふうにお考えください。

そうしましたら、施策の方向性(2)電子書籍ほか様々な情報メディアの収集提供についてです。取組項目は、まず①電子書籍サービスの拡充ということで、詳細は後ほど、こちら3ページの参考資料のほうで御説明したいと思います。こちらの電子書籍サービスについては、行動計画を電子書籍のコンテンツ数と、また閲覧数ということで記載しています。こちらのコンテンツ数が冊数表記になっているんですが、後ほど出てくる参考資料のほうはタイトルとなっていて、貸出数のほうは点数となっているんですが、冊数となっているものとタイトル数は同じでございまして、貸出数の回数、閲覧数となっているのが貸出数と同じ点数になります。申し訳ありません、表記が違っておりました。

また、その下、施策の方向性では、(3)多様で豊かな学びの支援、こちらも取組項目①知識を深め認識の世界を広げるようなコレクションの構築と提供、こちらは詳細を4ページのほうで御説明いたします。行動計画としましては、選書基準の策定・公表ということで記載してございます。

そうしましたら、3ページのほうを御覧ください。こちらがまず取組項目①電子書籍サービスの拡充ということです。取組の現状としましては、今電子書籍の貸出サービス、また電子雑誌の閲覧サービスを現在行っておりまして、貸出数は1人2タイトルまで、貸出期間は2週間までとなっております。電子書籍サービスの状況は、こちらの下の表のとおりでございます。

課題についてですが、紙の本と比較し貸出数が少なく、電子書籍サービスの周知をする必要がある。また、電子書籍は著作権者より許諾が下りたものに限られ、全ての電子書籍が利用可能ではない。利用者の要望に沿った蔵書構成をつくることは困難な状況である。また、図書館向けに電子書籍は価格が高めに設定されている場合が多い。さらに、利用期間は2年間、貸出回数は52回までなどの制限が設けられており、期限経過後は一切利用できなくなるなどの蔵書のストックがしづらい側面があるという課題がございます。

今後の取組の方向性ですが、電子書籍数につきましては、行動計画に取り上げているように、貸出数の増加を目標としております。また、区民などその利便性を実感してもらう機会を設けられるなどの取組を進めたい。電子書籍の蔵書数につきましては、行動計画のほうでこちらも毎年1500冊程度増やしていく方針としておりますが、紙の図書との役割分担などを踏まえて取り組んでいくということで記載させていただいております。

続きまして、4ページの参考資料のほうの御説明をさせていただきます。こちら取組項目は、知識を深め認識の世界を広げるようなコレクションの構築と提供ということで、現状としましては、選書基準、こちらは世田谷区立図書館資料管理規程の以下の収集方針に基づいて資料の収集を行っております。収集方針については、こちらの条文のとおりでございます。この収集方針を具現化したものとして図書館事務の手引き（資料選択編）というものがございます。こちらは選書実務の手引書でございまして、こちらを基に選書や除籍に当たっているという状況です。

課題としましては、こちらの収集方針の見直し等が40年ずっとされていないという状況でして、また一方、図書館に求められる機能、役割は大きく変化しており、収集方針や手引きの反映についてが課題であるということでございます。

5 ページのほうに移りまして、同じく引き続き課題でございますが、情報のデジタル化、ネットワーク化が進展しておりますけれども、こういった取扱いについてしっかりと検討する必要があります。また、手引きについては、専門的資料から一般教養を主な対象としておりますが、娯楽、レクリエーションの側面からも選書について検討する必要があります。また、手引きのほうでは、一般書は日本十進分類法のNDCの区分ごとにしておりまして、子ども向けについては絵本、児童文学などの内容ごとに検討していますが、資料の形態やサービス対象も様々ですので、検討していく必要がある。

その下に、現在、整備に向けての整理表というものを記載させていただいております。区分A、B、Cということで記載しております。

今後の取組の方向性ですが、収集方針や手引きの整備に向けては、図書館に求められる役割の変化や出版状況、情報メディアの変化などを見据えて検討する必要があります。また、漫画など娯楽やレクリエーションとしての読書の側面からも改定を検討する必要があるだろうと。また、電子書籍サービスの登場など、情報メディアの変化も追いついていない面があるので、現在情報メディアの状況なども反映させ、電子資料の収集方針を一体化する視点で検討していく必要があると考えております。また、中高生世代だったり、図書館利用に困難を抱える支援を要する人々など、多様な人々にその状況に応じた資料提供をしていく視点が必要であろうということで検討している状況でございます。

説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。今、最後の今後の取組の方向性だったのかな、ちょっとこの資料と今の説明の対応が分かりづらかったんですが、一旦ここで切りまして、皆さんのほうから御意見なり御質問があればお出しいただきたい。この基本方針1ということになりますが、いかがでしょうか。

○委員 質問が2つと意見が2つで、後でまたまとめてお願いします。

行動計画、電子書籍、中段のほうの括弧の中にコンテンツの数ということで、今1万5000冊と書いてあるところですけども、これが1万5000が1万6500、1万8000と増えていくのを割り算してみると、110%、109%、108%、102.6%ということで一定していないんですね。どうしてこの数字を持ってきたのかちょっと後でお願いします。同じように閲覧回数も113%、123%、118%、115%と尻下がりになっていくんですけども、これはこれ

でいいのかというのが1つ質問。

それと2つ目の質問は、一番下に選書基準の検討とあるんですけども、これは誰が検討することになるかというのを教えていただくといいなと思って、部会を立ち上げるのか、事務局のほうで素案をつくられるのか、あるいは何か協議会でもつくるのかというのを教えていただければと思います。

あと意見としては、真ん中の電子書籍のコンテンツ数ですけども、電子書籍以外にもデジターとか、裏のほうにも書いてありますオーディオCDとかという媒体が幾つかあるので、電子書籍だけを取り上げるのではなくて、デジターというのは要するにアマゾンオーディブルのようなものだと思うんですけども、そういったものを1、2、3点ぐらい入れて、目標の計画数値を入れたほうが取り組んでいるなという感じが出せるような気がします。

最後の質問は、選書基準の公表とあるんですけども、選書基準の検討は誰がするかというのはさっき質問しましたがけれども、私、実は図書館は好きなんですけれども、古い本に近づくとちょっとアレルギーが出る場所がありまして、結局、選書基準のもう一つ廃書基準であるんじゃないかと思って、だから、この2つ、きっと基準があるはずなんですよね。だから、選書基準と廃書基準で、世田谷の図書館の本はアレルギーを及ぼさない結構新しいのが多いですよというふうに言えるのかどうかちょっと分かりませんが、その廃書基準というのは、一般の会社には必ずあるので、どこかに規定があるんだと思うんですけども、それも併せて公開されたらどうかなと思います。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。今幾つか質問と御意見も出ましたので、まとめて答えていただけますか。今、最後のはいわゆる図書館としての廃棄の基準ということになるんだろうと思いますけれども、説明ができれば、どうぞお願いいたします。

○事務局 初めに、電子書籍のコンテンツ数というところなんですけども、これは実は定量的に加算しておりまして、令和6年から7年の増加が1500冊、同8年が1500冊、9年が1500冊、最後は500冊にしておるんですけども、これは定量的にこうやって増やしていきたいと。最後は、もう財政的にちょっときつと言われることもあるかなと遠慮しまして減らしたところが実態でございます。逆に閲覧数につきましては、6年から7年にかけては3000

回、翌年は6000回、翌々年も6000回、さらに6000回というふうに定量的に伸びていくということで数字を書かせていただきました。まず初めに、それが1つ目です。

それから2つ目の選書につきましては、図書館の中に資料取扱者と呼ばれる選書の取りまとめをしている者が1人おまして、各地域館にもおる、その者たちが集まって、全館で選書調整会議という会議をしております。そういった会議の場で図書館の内部で話し合っていて今後深めていくというふうに考えております。

○会長 ということなのですが、委員、よろしいですか。率じゃなくて、さっきのタイトル数ということなのですが、それにしても一定ではないんですよね。最後500タイトル増やすという、逆に言えばこれは根拠が何か。裏づけというか、根拠はないということなんでしょうか。

○委員 予算ですかね。

○会長 予算なのかもしれません。

○事務局 予算の伸びを意識して、あまり正確な根拠はないところです。

○会長 ということのようであります。それから、電子書籍の場合に平均価格というのを出せないでしょう。

○事務局 御指摘のとおりで、売れ筋のやつが高いとか、そうじゃないのが安いとか、結構1冊ごとに差があります。出版されている本も同様ですが、ちょっと平均的な数は出せなくなっております。

○会長 そういうことなんです。御存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、これは極端になるけれども、同じコンテンツを全国の図書館に、基本的には、ベンダーと業界では言っていますが、ベンダーが提供するときも相手の人口によって価格が変わります。横浜市のように人口の多いところに同じコンテンツを電子書籍会社が提供する場合は高いけれども、人口が少なくて利用が低くしか見込めないところは当然価格を下げたりするんで

す。この辺がいわゆる紙の本と決定的に異なります。そのあたりの事情をぜひ御理解いた
だいて、世田谷としても増やしたいけれども、予算の関係もあってこのぐらいだとい
うことのようにあります。

ほかの点も含めましてほかの方から御意見をどうぞ。あるいは先ほどちょっと御意見が
あったかな、それに対する対応というのは事務局のほうはよろしいんですか。デ
イジーの話だとか、幾つかほかにも御意見を出されたと思うんです。

○事務局 まずは質問にお答えしてからとっていたので。

○会長 分かりました。

○委員 私は、この行動計画のところの数字、令和6年度のコンテンツ数が1万5000で、
書籍閲覧数が2万3000という数が書いてあったと思うんですけども、これは目標値とい
うことですね。昨年度のこのオレンジ色の世田谷のとしょかんの電子書籍サービスの状
況というところで、コンテンツ数が1万4133タイトルあったと書いてあって、貸出数が2
万5358点と書いてあって、予約数もあるんですけども、この数字だけでいくと、6年度
の数字が減ってしまっているのかなとちょっと思って、この根拠は何なんだろうなとい
ふふうに思ったのが1点です。

あと課題等に対する取組等に関してなんですけれども、このビジョンに対して、ビジョ
ンを4月から始めて今、半年ぐらいたっているんですけども、実際そのビジョンに対し
てのどんな取組を今されている最中なのかということをお伺いしたいなと思いまして、そ
れに対して、もちろん今現在こういうことをやっているで全然いいと思うんですけども、
それに対して年度末であったりとか、来年度であったりとか、こういう変化があった
とか、こういうふうないいこと、メリット、デメリットがあったというような話ができる
といいなと私は思うので、今現在、何をどういうふうに進んでいっているか、この課題
に対して動いていっているかということも併せて教えていただけるといいなと思いまし
た。

○事務局 初めの質問にお答えいたします。こちらの今行動計画に書かせていただいた数
字は、実は昨年度図書館ビジョンを作成しているときに定めた数字で、当時まだ令和5年

度の統計が全然取れていない状況でした。おおむね見込みで数字を出していたんですが、去年の今頃と比べると伸びがよかったというのが正直なところで、その意味でいうと、やっぱり計画と実際のずれというのが、こういったところにちょっと表れているところがございます。

それから2つ目につきましては、電子書籍の取組について、今何をやっているかというところ、端的に言えば予算要求しているというところが一番だと思いますが、また別途、実際電子コンテンツについては毎月どれを入れていくのかというのを検討して、月単位で購入しておりますので、毎月毎月これから借りていくもの、権利が切れてしまうとか、いろいろあるんですが、そういったものの見直しをしている点、それから最近ちょっと要求が強くなってきているのは、やはり電子書籍で比較的借りられるのが旅行ガイドがかなり多いんです。今までは利用していただけるタイトルを増やすこと、いわゆるタイトルというのは本の題名を増やすことを目的として活動してきたんですが、最近はやっぱり予約の入るものが非常にたくさん入るということで、1冊の借りの権利だけでは予約がなかなかこなせないということで、いわゆる図書館の中でいう複本、1つの電子書籍を複数の方で借りられるように権利を二重、三重に買っていくというふうに少し工夫をしようという話を今しているところです。こうやって実際に来年度の予算要求だけでなく、今年度もそれぞれの立場で、それぞれのタイミングで検討を重ねているところです。

○委員 そうすると、まずその目標値に関してなんですけれども、これを上方修正というか、やっていくというふうに思っておいてよろしいですか。今のこの目標値だと、言ってしまうとまあほぼほぼ7年度の方はクリアしてしまっているような、予約も全部いったら、これはもう8年度ぐらいのほうはクリアしてしまっている状態になるので、私はどちらかというと紙派なので、あまり電子派はそこまでどうなのというところなんですけれども、ただ、もしそういったニーズがあるという前提であれば、今現在の状況から、やっぱりこれだけの予算をつけていただかないと対応ができないという話にもなると思うので、その数字の部分からの予算ですか、今から予算、今年度から予算申請しているということになると、実質動くというのは来年度ということになりますよね。

○事務局 今年度からじゃないですか。もう過去から続けて電子書籍を提供しているので、来年度からではございません。

○委員 ずっとつながっているということですね。そうすると、新しく何かを取り組むときの予算というふうに私は今ちょっと理解したんですけども、そのずっと続いている中で、今やっというらっしゃる電子書籍の利用を増やすための検討をしているという部分の内容は具体的に何になるのかなというのを伺いたいと思っています。

○事務局 ちょっと質問の真意が計りかねるところがあるんですが、まず初めに御質問いただいたところについてお答えします。計画の段階の数字と現実がずれてしまっているんじゃないか、これは確かにそのとおりでございます。我々としても、今日の最後のほうに御説明しようかなと思っていたことなんです、今回5年間の図書館ビジョンで、最初の5年の前の年に計画の数字を入れさせていただいたり、目標の行動を書かせていただきました。これは5年間でやっぱり、今はもう十年一昔どころかと言われるように、非常にいろんなものの状況が変わるのが早いので、我々としてもまだ公式に決めたわけではないんですが、この5年間の中をさらに分けて、おおむね2年、2年で途中で見直しを図らなければならないかというふうに考えておるところです。そして5年ですから、2年、2年の計画の見直しをして、最後の年、1年間は次のビジョンをつくるための準備期間として計画を定めていこうというふうに考えておるところです。ですから、御指摘のとおり、現在の数字とここに書かせていただいた数字、違うところがありました、それからこれをやると書いてあるところが早まったり遅まったりするということもありますが、それについては一応ある程度の年次を区切り、再見直しをするという予定でございます。まだ正式に決まっていますが、おおむねその方向で検討していきたいと思っています。

2番目の話につきましては、先ほど来申しておるとおり、電子書籍自体は令和2年度からお金をつけてもらってやっているわけです。令和元年に予算要求をして、令和2年についているわけです。その後毎年、増額なり要求をしていって、財政、予算要求の中で折り合いがついた額が配当されますから、今年も我々としてはこういう計画に基づいて金額を上げていきたいという予算要求をしているところです。ですから、これ以降も、来年度もより多く、より多くという予算要求をしていくということとお考えください。

○会長 ありがとうございます。電子書籍の提供についてはちょっと複雑でして、なかなか理解しにくいところ、普通の紙の本とは相当違いますね。質問があると思いますが、

1点だけ私から。紙の本は、一旦世田谷区が買うと世田谷区の資産になります。だから、何年たっても、30年たとうが、50年たとうが、その本を廃棄しない限り紙の本は利用できる。ところが、電子書籍はそうではありません。契約が終わった途端にもう利用できなくなりますから、つまり世田谷区の資産にはなりません。しかも高額です。それでもあえてやはり区民が使いたいということであれば、図書館が提供するんですが、そのあたりの事情もありますので、なかなか全国でもそう単純に皆さんが、一般の方が電子書籍を利用できるのと同じぐらいの価格で図書館も利用できるというふうに勘違いされている方がいて、なぜ図書館は入れないんだという声の方々が挙がるんですが、1つはかなり高額です。それから今も言いましたように、その自治体の資産にはなりません。そういった事情もありますので、そこらあたりをお含みの上、今後の世田谷での電子書籍サービスの提供について、御発言あるいは御検討いただければと思います。

○委員 まさに今、会長がおっしゃったあたりのことをお尋ねしようと思っていたんですが、予算のことです。電子書籍の予算を増やすということは、紙媒体のものを減らすんじゃないかと私は思ってしまいました。予算枠があって、その中から当てるのかなと思っていたので、そうしたら、ここに書かれているように、それほど紙媒体のものよりは利用が芳しくないということなのに、電子書籍の部分だけ増やすのはいかなものかと思っていたんですが、電子書籍ということで別枠で要求できるのでしたら、大変よいことだと思うんですけども、そのあたりのことについてはいかがでしょうか。

○事務局 ちょっと役所的な話をしますと、本の紙のほうは物理的な消耗品に近いので、一般需用費という物を買うほうの経費になります。電子書籍は、先ほどから会長がおっしゃっているとおり、いわば電子的に借りるということなので、これは賃借料で別物になっていますから、予算要求の科目的には別のものになっているので、一応別として出させていただきますが、御心配のとおり、財政部門は別なものとあまりしないので、やっぱりトータルでどうやっていくかというのは向こうの考えによってちょっと違ってきますが、ただ、雑誌が今出版が減っているとか、新聞の廃刊が続いているとか、いわゆる図書館資料を取り巻く状況が様々にちょっと変わってきているところなので、電子書籍の増加で足を引っ張られちゃうところまでは行かないかなと思っていますところでは。

○委員 教えていただきたいんですけども、電子書籍というのは同時に何人もの人が読めるものなのでしょうか。

○事務局 1つの権利は1冊、1人の方しか読めなくて、その間は予約待ちみたいになってしまいます。その方の期限が来たら、次の方に引き渡すという形です。

○会長 逆に言うと、同時アクセス数を2とか3を認めさせれば、おっしゃるように2人や3人の人が同時に読めるし、借りられるんです。その代わり価格はずっと上がります。

○事務局 それが先ほど御説明した複本と同じなんです。

○会長 そうなんです。今、大事な点で、誤解されている方が多いんですよ。電子書籍を入れれば何人もの人が同時に読めるんじゃないか、そんなことはない。そうしたら、当然会社側は価格をつり上げます。だから、今のところは全編について1アクセスしかできないようになっているんですね。いわゆる貸出期限が来ると、自動的に前に借りていた人はもう読めなくなります。その次の人が読めるようになるという仕組みです。

○委員 まず、お二方ほどお触れになっています数字のことで、前回私がちょっと物言いをつけちゃったんですけども、やっぱり新しいサービスが、しかも電子化に伴って普及するときには、基本的には、あるどこかから、ある地点から弓状に指数関数的に増えるという法則が広くあるので、この目標の割とリニアな、あるいはフラットな伸び方というのはちょっと珍しいパターンというか、あまりに慎重過ぎるというのが多分一般的には言えると思います。

さらに、あと先ほど紙派ですという御発言があって、私もそうですし、そういう方は多いと思うんですけども、それは私の場合は少なくとも買うときにはそうなんです。買うときには所有しますから、本棚に置いたり、家族と回し読みしたり、紙のほうが便利なんですけれども、図書館で本を借りるときにどうかというと、それはもうコンテンツにアクセスするという目的ですから、別に紙の本であるメリットはそんなにはないんですよ。なので、よく考えると、図書館サービスと電子図書ってとても親和性が高いと思います。汚い本はないです。なので、持ち運びも自由ですし、そもそも返さなくていいと、期限にな

ったら勝手に返されちゃうと、とても親和性が高いので、一般的には今3割かもしれないですけども、ポテンシャルはとても高く、ちょっと怖いんですけども、長い目で見たときに、ほとんど電子化されても私はおかしくないと考えておりますので、ここが一番興味があると私は申し上げたんです。

質問が2つございまして、1つは、その権利の著作権者が、あるいはその出版社が、これは図書館には貸出し自由ではちょっとやめてくださいというようなことが紙の本と電子書籍で違うんでしょうか。図書館法というのがあると思うんですけども、それが紙と電子書籍で違うのか否かということがまず第1点です。

もう一つの質問は、普及に関する質問なんですけれども、次で取り扱う子どもへのサービスということと関連するんですが、区内の小中学生あるいは高校生に対して、電子書籍サービスのIDの付与というのはもうされていらっしゃるんでしょうか。その2点お願いいたします。

○事務局 最初のお答えについて、紙と電子で貸出しについての制限の違いがあるかというところなんですけど、実は著作権法上の内容で書籍を貸し出す考え方と公衆配信の話があって、考え方がちょっと異なるというのが事実です。

○会長 では、私から補足説明しておきます。図書館法上に違いはありません。ただ、著作権法上、紙の書籍は「貸与」と考えられています。貸与の場合には、著作権法第38条第4項により、非営利かつ無料であれば、著作権者の許諾なく貸せます。ところが、電子書籍は貸与ではなく、「公衆送信」に当たるとみなされています。読みたいと思った方に図書館側から送信しているんです。データを送信しています。だから、これは公衆送信です。公衆送信に非営利だから許可なくやっていいとかという権利制限規定は、著作権法上ないんです。全て著作権者の許諾が必要です。さっきも出てきた図書館向けにこの電子書籍のサービスを提供している運営会社は、まとめて出版社や著者から許諾を取ったものだけを図書館に提供します。したがって、一般に価格が同じタイトルの紙の書籍より高くなります。そういうふうな、貸与と公衆送信で、著作権法上、性格が分かれているために大変ややこしいということになっております。そんなところでよろしいですか。

○委員 大変クリアに分かりました。

そうすると、さらに質問が2つだけございまして、手短かに申し上げます。そうしますと、今、本は貸与で、買って、自分の財産になって、それを貸与すると、今度は、電子公衆送信であるということで、そうすると、やっぱり本を取り入れて、自分のものにして貸すという、そのコアのオペレーションのイニシアチブが図書館から完全にベンダーに移っていて、もうパワーのシフトが明らかに起こっているというふうに私は思います。中長期的に考えたら、これは図書館にとってはとてつもないリスクだと思います。これはもちろんここだけで起こっていることじゃなくて、日本だけじゃなくて、世界中で起こってきて、これは早めにこのパワーゲームをどうにかするような手はずをしないと、今あらゆる業界で起こっていますけれども、巨大なシステム会社が全部持って行ってしまうということに間違いなくなるんじゃないかなと思いますので、霞が関とか、国会図書館とかを含めた何か活動だったり、社会に対する訴えだったり、あるいはロビーイングだったりということが中長期的には必要かなと、それをどうお考えですかというのが1点。

もう一つは、今ちょっと話が大きくなっちゃったんですけども、もうちょっと小さい話で言うと、やっぱりベンダーさんにイニシアチブを持っていかれないように、システム周りの方とか、電子図書周りのところに人材をきっちり張って、綱引きで負けないような人材配置と教育が必要なんじゃないか、あるいは予算配分も含めてです。その件について、今どのような御計画があるか、もし御披露いただけるものがあればお願いいたします。

○会長 これは大変大きな話になっていきますね。でも、一度ちょっとこの話はしておいたほうが良いと思うので、今の質問に対する説明を。

○事務局 実は今3つ質問をいただいでいて、1つは子ども用の読書を学校向けにというのは、これは学校向けに読み放題パックとあって、さっき言った電子書籍には珍しく、何人同時に読んでも読めるという一斉おはなし会とか、そういったものに利用していただくために、学校にIDとパスワードを付与しまして、まずは先生にちょっと見ていただくということで、今年小中学校に周知して読み放題パックの体験をしていただくことになりました。ただ、それも児童書全部じゃなくて、ごく限られたシリーズのものだけなので、今後の利用は学校さん次第だと思っておるんですが、これは学校とか先生とかによって差がつくかなと思っております。例えば図書館としては、図書館側の費用で学校に対する支

援ということで、そういう読み放題サービスを開始いたしました。

それから、著作権法の改正も含め、場合によっては逆に図書館法の改正も含め、何らかの活動をしたほうがいいんじゃないかという御意見ですが、私個人的にはそう思うんですけども、まだちょっと図書館界ではそういう機運にはなっていないというふうに理解しています。この辺は学識の先生方に後で補足していただければいいかと思います。

それから、電子書籍サービスに対してローカルな図書館で何か手だてや計画ということで、これは人材計画自体は、自治体はじかにやっていただく中にも、図書館の職員の人材計画というのは詰めていきたいと思っておるわけですが、電子に限ると頭の中を少し整理しなきゃいけないなと思っているのは、我々区立図書館に対して集まっている電子書籍も何種類か実はありまして、1つは地域資料の電子書籍化というのがあるんです。区のほうで出している例えば世田谷のお土産だとか、そういうようなものは著作者が区だったりするので、これを電子化して提供していこうという考え方があります。また、デジタルアーカイブの作成ということで、世田谷の昔の写真とか資料を御提供いただいて、これを電子として見ていただくというのも考えております。

こういった流れと、もう一つ別の動きでいうと、いわゆるあおぞら図書館、無料の著作権が切れたものを電子化していただいているもの、これをどうやって区民の方に利用していただく、もしくは利用を促進していくかということも1つ使命だと思っております。

最後に残ったのが、御指摘の有償のものたちに対してですけれども、2番目でお答えしたやっぱりロビー活動というか、我々としてある程度方向性を定めて活動していかなきゃいけないんだろうなとは思っておるところです。

○会長 ありがとうございます。委員、よろしいですか。まだちょっと分かりにくいところもあるかもしれませんが、若干私から補足させていただきます。

最後に言われた国全体の、これは世田谷区だけの問題じゃないんです。もう日本全体の図書館でいろいろと試行錯誤しているところです。一方で、日本としてはコンテンツ産業を伸ばしたいと、つまり知的財産権というものを、資源のない国なんだから、これでコミックだとか、アニメだとか、こういう書籍のコンテンツを含めて、そのコンテンツ産業を育成していきたいという視点もあるわけです。またその一方で、本屋がどんどん減っているということ、これは御存じですよ。本屋さんが特に地方へ行くとどんどん減っている。だから、紙の書籍の出版、流通業を含めて、どう保護し、その一方で国益としてコン

コンテンツ産業をいかに伸ばしていくかという、一見両立し難いところを何とか両立させようとしているわけです。

図書館はそのほがまで、従来の活字資料だけじゃなくて、アニメだとか、ビデオ資料とといったいわゆるオーディオビジュアルも入れつつ、今や電子書籍も入れていこうと。だから、全部が全部図書館に有利なような方向に持っていくというのも難しい。書店も残したいし、コンテンツ産業も伸ばしたい、そのバランスをどう図っていくかというのは本当になかなか正解が見いだせないような大きな課題です。図書館界として手をこまぬいているわけではなくて、いろいろと書店関係とも連携をして取り組んでおります。

したがって、世田谷区の場合はこうやったほうが良いという断言はできませんが、多くの自治体でやろうとしている方向は、今事務局が言われたように、地域アーカイブというものが考えられます。地域資料、世田谷に固有の資料のアーカイブ化は絶対進めていこうと。それは著作権を世田谷区自身もっており、著作権使用料は多分取らないですから、これが子どもさんや区民の皆さんが、自分たちの地域の資料についてはデジタルコンテンツでアクセスできる、これは一方で進めたほうが良い。

それから、電子書籍に多分一番なじむのは、さっき言われた旅行ガイドとか、ああいうのは10年たち、20年たったら、世田谷区の資産である必要はどう考えてもないんですよ。こういうのは電子書籍に私もなじむと思うし、もう一つよく言われるのは、書き込みが多い資料なんです。何かというと、資格マニュアルとか、こういう資格を取るための問題集とか、あの手のものは紙の問題集だと物すごく書き込みが多いわけです。ところが、電子書籍は書き込みされる心配がない。しかも5年前、10年前の問題集はもう使い物にならない。こういった類いのものは多分電子書籍にはなじむんだらうと思います。

問題は、いわゆる一般教養書やエンタメ系の書籍がどこまで電子書籍として区民に提供していくのがいいか、ここらあたりはぜひ継続する問題ですから、皆さんも実際使ってみて、使い勝手がどうなのか、書店の店頭をのぞいた際の紙で見た場合とどう違うのかというのは実感として感じていただいて、じゃ、図書館はどういう方向で行くべきかについて今後も御意見をお出しいただきたいと思います。

ちょっと確認なんですけど、この世田谷区立図書館の電子書籍のコンテンツの中に、紙の書籍でも入っているし、同じタイトルが電子書籍でも利用できるというのがあるんですか。

○事務局　ございます。

○会長　その利用は実態としてどうなっていますか。

○図書館事業推進担当係長　まず、現実として、ほぼ紙で販売されているものが電子書籍のコンテンツとしてなっていますので、おおよそ紙であるものがイコール電子書籍でもあるとお考えいただいてもいいかなと思います。ただ、実際のところは、今現在、紙のほうが利用が多いかなという印象を受けています。

○会長　世田谷区の図書館にも両方入っているものがあるわけですね。

○図書館事業推進担当係長　そうです。特に旅行ガイドブックなんかは両方入っています。

○会長　利用は紙のほうが多いですか。

○図書館事業推進担当係長　紙のほうが多いです。

○会長　という実態のようであります。

○委員　2点質問があります。資料2-1の3ページに、利用期間は2年間、貸出回数は52回までの制限がかけられているケースが多いとなっていますが、それはコストパフォーマンスに合うのだろうか、そのようなちょうどいい、2年間で52名しか借りられないということになりますよね。それはどうなのだろうかというのが1点。

先ほどベンダーさんの存在というものを初めて伺いまして、廃書の基準というものが実際紙の本でもあると伺いましたが、平成2年からデジタル書籍が入っているということで、既にその契約期間が2年であれば、もう何回かその契約が終わって、コンテンツの見直しをされていると思うんですが、貸出回数の非常に少なかったものなどは入替えはもちろんなされているのか、その分析や判断はベンダーさんがそれをされているのではなくて、世田谷区の図書館がきっちりと利用の実情を把握して、廃書、または購入をなさって

いるのかということ伺いたと思います。

○事務局 先ほども少し御説明しましたが、毎月契約を更新しておりますから、そのたびごとに、いわゆる我々でいうところの選書をしております。質問のコストパフォーマンスがいいのかどうかというところは、ちょっと正確に1冊1冊をお金で割り返したことがないので、いいのか悪いのか、私としても……。

○会長 コスパでしょう。だって、2年間で52回ということは、2週間の貸出しで、常時誰かが借りているという状態ですよ。それは私はコスパはいいと思いますよ。だって、常時誰かが使っているということでしょう。

○事務局 そうですね。逆に52回ですから、年間で26回ぐらい……。

○会長 だから、2週間でいけば……。

○事務局 回転率26は書籍では結構いいほうですね。

○委員 それだけ貸し出されていけば。

○事務局 というふうに理解しています。

○会長 電子書籍としてはよく借りられているほうだと私は思いますけれども。それをベンダーのほうで上限を設けちゃっているんですよ。それ以上はもう貸さないという仕組みなんです。それ以上借りたければ、コンテンツをもう一つ契約してくださいということでしょうね。

○事務局 最後に1つだけ。会長、いろいろ御説明していただいているとおりになんですけれども、本当に御理解いただきたいのは、ベンダー、いわゆる供給業者が個人に向かってやっているサービスと我々公共図書館に対してやっているサービスが正直著しく違うんです。個人に向かってやっているサービスは、定額料金で入っていれば、見放題だとか、売

れ筋の雑誌もある程度電子化されています。それからある程度雑誌が充実しております。

漫画に関していうと、もしかしたら、そろそろ電子書籍で出版されているほうが多くなっているかもしれないぐらい、無料で出したりとか、定額で出したりとか、引き続き読むならお金を取るとかという作戦でかなり伸しているというのが正直なところでは。また、図書館で借りられる電子書籍の雑誌は、限られております。これだけしか読めないのかとか、この分野ではないんだみたいな感じがあって、個人で見られるものは結構いろいろ雑誌の幅を、例えば車なら車の複数雑誌とか、美術だと美術の複数雑誌とかが借りられるので、その差がすごく極端なんです。個人で見られるものは結構いろいろ雑誌の幅を、例えば車なら車の複数雑誌とか、美術だと美術の複数雑誌とかが借りられるので、その差がすごく極端なんです。

先ほど法律、制度改正に向かってロビーしていきたいというお話もいただきましたが、私個人としては、そういうベンダーにもっと売れ筋のやつを図書館向けに新たなサービスとして提供してほしいというのが正直なところでは。この辺のデジタル化が書籍だけではなく、先ほど会長もちらっとおっしゃいましたが、実は動画配信も、もうほとんどテレビから離れて、動画配信型に移行していますから、これも、図書館でお金を出していいからできれば借りて提供できる方向に進めてほしいなと思いますし、音楽配信もCDの発売が大分滞っていますから、これもクラシックに限ると有償で、図書館経由でお貸しできるものも出てきますが、いわゆるもうちょっとポップなものであるとか、ほかの分野はまだ出ていないので、いろいろ取り巻く状況の中で、我々としてはいろんな選択肢をやっていきたいと思っていますところですが、現状ではちょっと心苦しい状況です。

○会長 ありがとうございます。この基本方針1に絡んではいろいろと問題があるというのか、新しい動きが見られるだけに、どういう方向でこのサービス自体が進んでいくのかがまだ見極めにくいところがあります。それゆえに皆さんからいろんな御意見なり、現状についての御質問をいただいて、問題点をはっきりさせていったほうがいいと思います。この問題は多分今後も毎年のように継続して出てくると思いますので、引き続き御議論いただければと思います。

差し当たり、今日のところは電子書籍に関してはこれぐらいにいたしまして、次の取組方針の2のほうに移らせていただきます。最後に時間があればまたこのところに戻ってきて構いませんので、議事といたしましては、次の基本方針2の説明に移らせていただ

きます。

それでは、事務局からお願いいたします。

○事務局 事務局からまた説明させていただきます。手短かに説明していきたいと思えます。

資料2-2を御覧ください。基本方針の2ということで、施策の方向性(1)の子どもが本に出会う機会を広げるといふことでの取組項目、詳細は後ほどこの参考資料のほうをメインで御説明していきたいと思えます。取組項目としては、また③で読者や図書館に興味がある子どもたちの支援といふことでの行動計画を示しております。

また、2ページのほうに移っていただいて、施策の方向性の(3)の中高生世代の居場所となりその成長を支える取組、ここに関しての取組項目としては、1つが中高生世代にとって居心地の良い場所づくり、またもう一つの取組項目が中高生世代の興味関心に合ったイベントの開催となっております。

また、3ページでございます。施策の方向性(4)学校図書館との連携、役割分担の明確化といふことで、こちらは取組項目が学校及び学校図書館等への資料、情報の提供、支援となっております。

詳細の参考資料のほう、4ページ以降を御覧いただければと思えます。まず4ページ目、こちらは子どもの読書を支援する取組の拡充といふことで、現状、ブックリストにつきましては各図書館で配布するとともに、児童生徒が学校で利用しているタブレット端末に配信をしています。また、年齢別おはなし会については、3歳以上を対象としたおはなし会や、乳幼児向けのおはなし会、また小学生向けなど年齢別のおはなし会を開催しております。参考に中央図書館のおはなし会を記載しております。

5ページを御覧ください。保護者向け絵本講座についてです。こちらについては、中央図書館での保護者向けの講座について準備を進めているという状況でございます。

課題について、ブックリストでございますが、特に読書離れが進む中高生世代に向けてどのようにアピールしていくかが課題であると、また年齢別おはなし会については、小学生になると利用者が減少してしまうので、そういったアプローチの方法について検討をしていく。また、保護者向け絵本講座については、開催内容や頻度など、利用者の要望を踏まえて検討を行う必要がある。

今後の方向性について、ブックリストについては、時代に合わせた親しみやすい本を掲

載する。また、6年度はタブレットで配信をしておりますので、そういった配信方法などについて見直しを続けていく。年齢別のおはなし会についても、小学生向けの開催方法などを検討していく。保護者向けの絵本講座については、中央図書館での開催結果を踏まえて今後も検討していくという状況でございます。

6ページを御覧ください。読書や図書館に興味がある子どもたちへの支援ということで、こちら取組みの現状につきましては、読書リーダー事業を行っていて、読書リーダーの講座、実際こちらの希望者には、その後、読書リーダーとして登録してもらって、イベントやポップ作成などの手伝いをしてもらっているという状況です。また、図書館の職場体験事業、こちらが5年度は私立の中学、高校を含めて115名の受入れを行った。

課題につきましては、読書リーダー事業については、各図書館で取組に差があったり、中学生以上になると参加者が減少したりということがございます。また、中高生世代になって新たに興味を持った生徒も参加しづらいという状況がある。また、職場体験の事業については、区内の私立や国公立の中高生への周知が行き届いていないという課題がございます。

今後につきましては、方向性としては、各図書館でしっかり情報交換を行っていくということと、中高生世代の読書リーダー活動への参加を進めていきたい。職場体験についてもしっかりと周知をしていきたいということを記載しております。

次は、7ページ目でございます。中高生世代にとって居心地の良い場所づくり、また、中高生世代の興味関心に合ったイベントの開催ということで、現状につきましては、中高生の世代が過ごせるような場所や学習用の席など、こういったところを検討しているという状況です。また、中高生が興味関心を持ってくれるイベントなどを企画している。

また課題については、こういった中高生の学習席なんかには、レイアウト変更などが大がかりであったりとか、グループ席を設置する。図書館の静寂を求めている人、そういった方の配慮が必要だったり、また不登校の児童が大変今増えていますので、そういった居場所としても活用できるのではないかとということ、また、事業やワークショップなど広報体制について検討する必要があるだろうと。

今後につきましても、そういった書架レイアウト、閲覧スペースをしっかりと見直していく、また自習できる場所、こういったところを関係機関と連携したり、SNSなど広報活動を充実していくというところでございます。

最後に、8ページ目でございます。学校及び学校図書館等の資料、情報の提供支援、こ

ちらは現状としては団体貸出センターで学級文庫への団体貸出しを行っており、調べ学習など支援を行っています。また、学校に出張おはなし会で出向いたりしている。

ただし、課題は、こういった学級文庫への貸出数は年々減少していたり、タブレットの端末を使う子どもたちが増えているので、調べ学習の冊数が減少している。

今後の取組につきましては、先ほどお話がありました電子書籍サービスの読み放題サービスなど、団体貸出しの代替となるサービスの在り方の検討を進める。また、デジタルコンテンツを含めた調べ学習モデルの提供について検討していく。また、出張おはなし会についても、ブックトークやバリアフリー図書の紹介など多彩な取組を検討していく必要があるだろうということでございます。

以下の参考資料のほうをつけさせていただいている状況でございます。

説明は以上です。

○会長 ありがとうございます。この基本方針2に関しましてはいかがでしょうか。こちらあたりは関心をお持ちの方も多いと思いますが、いかがですか。

○委員 質問というよりも、伺っていて思ったことを言わせていただきたいんですが、途中で学校に向けた周知が行き届いていないというのがあって、それは本当にそのとおりに思っております。この取組の中は、中高世代に向けて周知を図るとあるんですけれども、多分学校の図書館とかの教員に向けての発信があったほうが、そこから生徒に向けてお知らせをするというふうになりやすいんじゃないかなと思いましたが。例えばこの間経堂図書館でイベントがあったんですけれども、私も経堂図書館で中高向けのイベントがあるということ知らなくて、館長さんから教えていただいて、校内で告知をしたら、興味がある生徒がいたみたいなことがあるので、例えば港区とかだと、私立中高の図書館の人を区が取りまとめているいろいろとお知らせの会みたいなものを行っているようなので、そういったところを何か御検討いただけたらいいのかなと思いましたが。

あと団体貸出しについても貸出しが減っていて、これはタブレット端末貸与に伴うインターネットによる調べ学習の増加、それもあると思うんですけれども、係長さんがいらっしゃるところで本当に恐縮ですけれども、調べ学習の貸出しをお願いするシステムがめっちゃ煩雑で、本校はすごく使っていますけれども、それは結構スタッフが充実していて、この本について書誌番号を調べて、ファクスして、その後電話でみたいなことなので、も

うちちょっとネット上からできるとか、スムーズなお願いの方法があると増えるんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○会長 ありがとうございます。私も知らなくて現場ならではの御指摘だったと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局 御質問というより御意見、前半部分についてちょっと言い訳がましいところがあるんですけども、お答えします。

従来、図書館から学校に対しては、やっぱり小中学校の校長会を通じてお知らせすることが正直多くて、教育委員会としては、できるだけそういう形にしてくれという指示も正直出ています。ですから、現在、世田谷区は学校司書の方自体は委託で来ていただいているので、その方たちに対しての直接のルートが今まで確立できていなかったというのが実態です。今後、そういう連絡、伝達方法も含めて確かに検討していきたいと思っておりますし、併せて私立小中高等学校に向けても同じ状況で、そういう校長会とかがないので、どういう手段でお伝えすればいいか、ちょっと戸惑っていたのが正直なところですが、ただ、我々今回、図書館ビジョンをつくって、わざわざ自分の尻をたたいて前へ進もうとしているところですから、今まで飛び込んでいかなかった分野を含めて何か切り開いて、連絡なり、宣伝活動なりしていかなきゃいけないかなとは思っておるところですが、言葉としてはありきたりですけども、本当に今後の課題として検討させていただきたいと思えます。

後半の部分につきましては図書館事業推進担当係長からご説明します。

○図書館事業推進担当係長 調べ学習の利用についてなんですけれども、本当におっしゃるとおりで、かなり煩雑なものであるということはこちらのほうも十分認識しております。このあたり今後どう改善していくか、今後の検討課題とさせていただければと思います。よろしくをお願いします。

○会長 それはぜひ早急に、手続の簡素化というのか、簡略化を進めていただきたいです。最後、ファクスで送るんですか。

○委員 最初がファクスで、ファクスした後、電話してくださいと。

○会長 今どきそれはありますか。それはちょっと確かにやり方というのか、手続の簡素化、電子化をもう少し進めていただいたほうがいいと思いますね。一方で、調べ学習であれだけタブレット端末とかを配ったら、それはここでいう支援貸出しは減少していっちゃんうでしょうね。それが、問題は子どもたちの理解力とか、読解力とか、思考力とかに、長時間かかるとだんだんだんだん低下していっちゃんというようにならないか、いすけれども、ぜひ区側での御尽力を期待したいと思います。ありがとうございます。

○委員 先ほど小学生の iPad に読み放題パックというものを入れているということなんですけれども、うちは中1の男の子と小3の男の子がおりまして、大体放課後の様子なんか私もよく見に行って、マンションに共有スペースがあって、子どもたちのたまり場になっていて、そこにすごいみんな集まって、学校の iPad を使ってユーチューブでマイクラをしています。本を読んでいる人は多分もう皆無。

この間、小学校の公立の授業参観も、休み時間に本を読んでいる子は1人だけ、学校の iPad で自分で作ったスクラッチのゲームをみんなで囲ってやっている。学校の休み時間もみんなゲーム、iPad がほぼもう中心、動画を撮ったりとか、そういう遊びが好きなので、本を読んでいる子はいないです。公立の中学校をちょっと見に行って、壁に貼ってあるみんながお勧めの本とかいうのを見ても、ほとんど何も書いていないです。好きな本は、お勧めの本はないですみたいな感じで、公立の中学校の各クラスを見ても、みんな本を読んでいるさそうだなというのはやっぱりひしひしと感じています。

スマホでゲーム、あとは今、公立の小学校1年生から iPad は1人ずつ配られて、ユーチューブのアイコンがあるので、見放題なので、それで好きに、一応学校は授業以外のことは使っちゃいけませんというお知らせはしてあるんですけれども、誰もそんなのは守っていないというので、そもそもやっぱり本に親しむ機会がなく、夏休み読書感想文の宿題もなく、自由研究もなく、小学校は本を読む理由がないという感じがちょっとありますね。

私は本が好きで、紙の本派なんですけれども、だから、やっぱり小さいうちから本が楽しいというのをやっぱり親がもう少し、周りの保護者が教えたほうがいいんじゃないかと

というのは思ひまして、子どもたちの世界ではユーチューブとかゲームばかりだと、もう世界がとっても狭くて、やっぱり本だと、いろんな次元のいろんな世界の人たちに会いに行けるといふか、ツールとしては本当に素晴らしいものだと思いますので、楽しいお話もたくさんあるので、やはりそれを低学年のうちからもっと自分で物語を読んだりとか、それ以外にも自分の好きな分野でいろんな本に触れる機会がないと、日本人として大丈夫なのかなと。

世田谷区も読み聞かせボランティア講座とかを毎年やっていただいている、今年も今同じ小学校のお母さんが参加されていて、とてもいいものなので、それで勉強して、学校に帰って行って、みんなで——今、ボランティアも増えていまして、ボランティアの数が増えるといふようなクラスに入るお母さんが増えていくので、絵本に触れる機会は増えていって、とてもいいことだと思うんです。

あとは小学校低学年が自立読み、児童書に入るタイミングはやっぱり難しいんじゃないかなと思うんですね。絵本はまだ親が読み聞かせるものといふのはあるんだけど、小学生ぐらいになると、親も子どもはほっておけば本を読めるようになるのかなと思ったとか、もしくは例えば外出先で、病院で待っているときとか、やっぱり他人に迷惑をかけないためには、本よりもどうしてもスマホの動画とかのほうが子どもが動かなくなるから、親もついつい周りの迷惑を考えて渡しているんですけども、うちの下は本が好きだから、例えば待合室でも本を持っていけばすごくおとなしくずっと本を読んでいて、本を読んでいると結構周りの大人が、知らない人がみんな声をかけてくれて、偉いねとか、星新一を読んでいるのと言ってくれると、本人の自己肯定感も結構上がるという、いいことがあるので、もう少し小学校低学年が自立読みできるような仕組みがあればいいなと思います。

以前参加させていただいた講座で、国語辞典で親しむとかで、国語辞典を使って自分で調べ物をするのに図書館の方がいっぱい参加して下さって、いろんな本を持ってきてくれて、それもすごい世界が広がってよかったんですけども、ボランティアで来ていたお母さんもとても講座がうまい人だったので、とても楽しく有意義に参加ができました。なので、そういう講座を開いたりとかをやるのはどうかなと、やっぱりもう少し多くと思うんですね。

あとは、私、お兄ちゃんが小さい、3歳ぐらいでイギリスに5年ほど住んでいて、近くの図書館にもよく行って、当時のことを思い出すとベビーカーが図書館にすごくたくさん

止まって、小さい赤ちゃん連れのお母さんがたくさん来ていたんです。何をやっていたかなど、もう10年ぐらいたってしまして、思い出せないんですけども、魅力的な講座というか、何か多分外部の人がやっていたと思うんですけども、図書館にやっぱり足を運びたくなるようなものをしていて、ベビーカー連れのお母さんがすごくたくさん来ていたので、本がやっぱり周りにある環境だとお母さんも多分手を伸ばすし、そうすると、子どもも読むきっかけになるのかなと思うので、何かそういうふうに集まる講座とかがもっとあるといいのかなと思いますね。

○会長 今の委員の御発言は、この取組項目とか、この基本方針2の中のどこらあたりへの提言でしょうか。

○委員 これは(1)の子どもが本に出会う機会を広げるの②の子どもの図書を支援する取り組みの拡充、あと③の読書や図書館に興味がある子どもたちの支援です。

あと中学生の息子もいるんですけども、これは図書館に絶対行かないタイプの子どもので、どうしたら行くかなと思うんですけども、本人は「呪術廻戦」の漫画でも並べてくれたら行く人が増えるんじゃないかと言うんですけども、「呪術廻戦」の本というのは多分ふさわしくない。だから、本に親しんでいない中高生が行くというのは……。

○会長 その話は全国どこでも出てくるんです。とにかく子どもたちは本を読まない、スマホをいじってばかりいると。基本的にはやっぱり親が読む姿を見せないと子どもは読まないと思うんです。だから、親がテレビを消して、もちろんゲームをやめて、本を読む姿を見せるというのが大事だと思いますけれども、それだけじゃ今の子どもたちはなかなか読まないと思うので、これは、学校の先生が今日お休みなので残念なんですけど、学校としてどう取り組んでいくのか大きな課題だと思いますね。

今御指摘のように、取組項目の②ですか、子どもの読書を支援する取り組み、ここらあたりを一層充実させることと、ほかにどうですか、私はこの目標が定性的なものしか書かれていないところに、これでいいのかなというふうに、例えば基本方針2の2ページのところにしても、1ページもそうか、この行動計画のところはやや定性的なんですよね。中高生用の学習機の利用開始だとか、もう少しこれは定量的なものがあったらいいのかな。例えば1ページの一番下、読書リーダーの養成でも、毎年どれぐらいの読書リーダーを養

成していくのか、あるいは学校単位で考えたときに何校ぐらいがこの読書リーダー事業に参加するのかなといった何か定量的な目標があってもいいのかなという気はいたしました。

○委員 思い出せばということになるんですが、図書館に行っていたということもあるので、読書リーダーを募集しているというのはもちろん知ってはいるんですけども、結局やるのが何なのか子どもたちが具体的に分からないので、とっつきにくいというのがまず、周りに聞いた子どもたちにはあったというのがあります。中高の読書リーダーというのももちろん同じで、小学生の間はそれでも行かせてみたら楽しかった、面白かった、あと小さい子相手に読み聞かせをするのもよかったというのはあるんですけども、中高となったときの高は、私は参加していた子が身の回りにほとんどいなくて、中はぎりぎり職業体験のときの図書館に行ったついでみたいなことがとても多く、今事務局からお話を伺って、校長会から落として、先生方からじゃないと動かないというのが一番難問かなと思いました。

私に関係している小学校もそうなんですけれども、読書活動に対して先生方がそこまで力を入れることが今あまりない。読書習慣が減ってしまったりとかというのが私の関係する学校ではあって、前はあおばともみじとって年2回あったのが、1回しかなくなってしまったりとか、理由は先生方のほうのお仕事の都合というような言われ方をしていたりもします。その代わりに学校司書の委託で来ていらっしゃる方がどこまでやっているかという、なかなかそこまで直接的に子どもたちに関わることも難しい。仕組みもそうなんですけれども、難しい。なので、私はやっぱり図書館のほうなるべく積極的にこういうことをやりますと、読書リーダーを募集するときにもう少し具体的な内容を出すとか、あと読書リーダーと言うから嫌なのかもしれないんですけども、ボランティアと言ったら実は来るかもしれないとか、ちょっと名前のつけ方もあるかなと思ってみたりしました。

こちらのオレンジ色の世田谷のとしょかんのほうにあったんですけども、39ページに各館の活動実績があって、そこでやっぱりその辺に活動回数も多く、人数も多く、延べ人数なので、1人の子が全部参加してとかというのもあるので、一概に何とも言えないんですが、こういった活動実績のある図書館と、そうでない図書館の情報交換であったりとかはどれぐらいしているのかなと。ボランティアの受入れのこともそうなんですけれども、私立の中高のボランティア回数が、たまたまなのか、経堂がすごい13で複数、2桁に乗っ

て、ほかのところは全然乗っていなかったりとかという、数字の上での違いが出ていたりするので、そういったところの情報交換と何か方策があったときの共有をしていただいたり、こちらでもそういうことがあったということをお教えいただけるといいかなと思います。

○会長 ありがとうございます。基本方針2の基本的な枠組みとしては御了解いただくんですけども、細かいところでやっぱり進め方、特に学校の先生に対する周知の方法については、今、委員からも御指摘があったように、もう少し考えて積極的にやっていっていただいたほうがいいと思います。

今までの意見を聞いて、事務局はいかがですか。

○事務局 最後の御質問の中で、こういう読書リーダーもそうですけれども、イベントをやるときは、必ず館長会で、始める前と、場合によっては終わって、どういう反応があったかというのは一応共有しております。これは指定管理館だろうが、直営館だろうが、一堂に会してやる館長会の中でこの事実を共有しています。それ以外にも、おのおの子どもを担当者会であるとか、そういったものの中で、今いろいろと情報共有はしているところでございます。

全体を通してなんですけど、やはりまだまだ図書館から情報発信するというのがちょっと上手じゃなかったかなというのは確かに一番思い当たるところで、子どもの読書習慣に関しては、ちょっと我々だけでは手が届かないところもありますけれども、中高生も含めて、情報発信をもうちょっと工夫していきたいなと思っております。

○会長 ありがとうございます。今の子どもの読書離れというのか、活字離れはかなり深刻だとは思いますが、いかがですか。

私は大学にいたときに、やっぱり学生がとにかく長い文章が書けないというのかな、卒論指導をしていて、それは明らかに20年ぐらい前の学生に比べたら、論文構成力というのは落ちていきますよ。それは間違いないですね。それだとか、時々熟語だとか、日本語が正しく使えない。慶應の学生でも、そういうのは以前に比べたらやたらいきますよね。これはもう本当に国語力の低下は目を覆うべきだと思いましたがけれども、現役の先生、いかがですか。それに対してやっぱり図書館側はどういうアプローチをしていけば、多少なりとも

活字離れを食い止められるのかです。

○副会長 教員生活を7年しかやっていないので、昔との比較はできませんけれども、ちょうど先々週卒論の中間発表があって、概要書を何度も真っ赤にして返すというのを毎年のようにやっているの、やっぱりもうちょっと日本語能力を鍛えてほしいというのは正直思うところです。どうしたら鍛えられるかというところについて、何か具体的なアイデアがあるわけじゃないんですけれども、仕事柄、結構地方都市へ行く機会が多いんです。この間も山口県山口市へ行ってYCAMという芸術センターの中に市立図書館が入っている建物を訪れたのですが、ものすごい数の中高生がいるんですね。勉強していたりとか、勉強の合間に周りのコミュニティースペースでだべったりとかして、図書館を居場所としてちゃんと中高生が使っているというのは、東京みたいな大都会より地方のほうが実は光景としてあるんだなというのを最近すごい感じています。なので、図書館にそのようなポテンシャルがあることは間違いないと思うんですけれども、逆に言うと、東京みたいなところにいると、ほかの選択肢というか、居場所としての選択肢が図書館以外にもいろいろあるということもあって図書館に行かないということなのかなという気がしますので、そうすると、やっぱり図書館側から来てもらうための何かアプローチをしていかないとほかの場所に勝てない。それが何かイベントをやるみたいな話なのかどうかというのは、ぜひちゃんと議論したほうがいいのかなという気がいたしました。どうしたらいいって、妙案があるわけではないのですが。

○会長 ありがとうございます。確かにこの取組項目の最後にあるように、中高生世代にとって居心地のいい場所づくり、さっきサードプレイスという話もありましたけれども、以前に比べると図書館は実は友達同士でしゃべってもいいとか、こういうキャップができれば、飲み物は持ち込んでもいいとかというふうに、そこは随分変わってきたんですね。そうやって彼ら、彼女らの居場所にもなろうという努力というか、工夫はしています。だから、私はここの図書館に今日ちょっと早めに来たときも、地下1階に行くと、ほとんど中学生、高校生、小学生高学年ぐらいの子たちがあそこで勉強していますよね。そういうこと自体はいいと思うんですが、それがどうしてやっぱり活字離れになってしまっていて、それでちゃんと高校、大学と進学できて、最後卒論を書くときに苦労しているのかというのはよく分かりませんが、少なくともこの場にいる皆さんは紙の本を好んでい

らっしゃるということはよく分かりました。私自身も含めて、そういう方向で周囲に働きかけていきたいと思います。

○副会長 1点だけいいですか。昔フランスに行ったときに、パリの大学を訪れたら、普通に大学の中にゲームセンターとかビリヤードとかがあって、それが国立大のすごい頭のいい学生たちが、やっぱりオン・オフをちゃんと切り替えて、勉強するときはするし、遊ぶときは遊ぶみたいな、学生生活を送っている。そういう意味でいうと、自分が例えば高校生の頃とかも、図書館じゃないんですけれども、公民館に行って勉強して、勉強の合間に隣の部屋に卓球台があったので、卓球をやって、ちょっとリフレッシュしたらまた勉強していました。何かそういうようなオン・オフの関係性があると、もうちょっと足を運んでくれるきっかけの一つになるかもしれない。効率性を追求するだけじゃなくて、一見すると非生産的な空間とか、設備があることのほうが、トータルで見ると生産性が高いみたいなことって、結構企業さんでもそういうスペースを設けるようなところが最近増えていますので、何かそんなところももしかすると対策として1つ有効かもしれないなと思いました。

○委員 1点だけ現場でボランティアをしている者からお伝えしたいことがあります。区内の図書館、私自身は4館で乳幼児向けのボランティアをしているんですけれども、ここで中高生の居場所ということで御提言とか目標がありますけれども、一番最初の裾野の乳幼児へのおはなし会について、どうしても乳幼児は下足のエリアではそういう時間を持ってません。赤ちゃんですから、やはり靴を脱いで、今図書館でそのスペースが確保できている、私が行っているところでも、もともとそのエリアが土足ではないという場所でさせていただいているのは1館だけです。それは複合施設の中にある図書館にして、その複合施設に和室を図書館が確保してくださって、そこで赤ちゃん向けのおはなし会を持っています。あとはござを敷いたり、クッションフロアを敷いたりですので、ござが波打ってつまずいて転んだりとか、いろんなことが起こります。ですので、この中高生向けの場所を確保するときに、柔軟に考えて、中高生が来ない時間帯には、また活用できる目的があると思うんです。ですから、土足ではなくて、または清潔に利用ができる、もっと低い年齢の子どもたちのおはなし会の場所として活用できるようなスペース、既にそのようにされている場所が図書館によってはあるかもしれませんが、そういうこともお考えいただけたら

いいなと思います。

あと若い保護者の方がやはりすごく図書館のホームページを見て、おはなし会に足を運んでこられているということを実感します。初めて来られる方にどうしてこういう活動を知ってこられたのですかと聞きますと、図書館のホームページを見て、イベントというところで検索しましたと。そう考えると、ホームページが魅力的で、物すごく正確な情報、あと対象年齢のことをすごく気にされる方がありまして、実はうちの子は何歳何か月で、ここに来てよかったのかどうなのかというようなことをおっしゃったりしますので、そういうところも少し幅を持ってとか、言葉を添えていただくと、来たい方がもっと来やすくなるのかなということを感じました。

以上です。

○事務局 割かし最近に建てた図書館は、おはなしの部屋という名前でおはなし会ができるようなスペース、またおはなし会をしていないときには乳幼児に開放して、この中央図書館もそうですし、つくれているんですけども、やっぱり狭いところとか、それから古いところ、もしくは区民センターとの併設のところというのはちょっと少ないのが正直なところですが。ただ、できるだけカーペット敷きにするとか、工夫をして、裸足でというか、土足じゃなくて読めるスペースは確保していきたいと思っております。

それから、2つ目の年齢層の話ですが、確かに赤ちゃん向けの絵本のおはなし会は、実は赤ちゃんにしているわけじゃなく、むしろ一緒に来ていただいている保護者の方に対して、こうやって絵本を使って子どもとコミュニケーションを取っている、もしくは絵本を読もうとしているところを御覧いただくことも結構多いと私は思っております。ですから、その意味でいうと、おはなし会に小学校低学年向けとか書かせていただいているとしても、ほかの幅広い人が見に来れるように、ちょっとその辺の広報については工夫していきたいと思います。

○会長 ありがとうございます。広報の在り方についてはいろいろと課題があるようです。ぜひ図書館のほうでも取り組んでいただいて、改善の方向を目指していただきたいと思います。

それでは、次の最後、基本方針の3に移らせていただきます。基本方針3の説明をお願いいたします。

○事務局 では、資料2-3のほうを御覧ください。またこちらにも手短かに説明させていただきます。基本方針3、地域の特徴を活かし人々がつながる図書館です。施策の方向性としては、(1)が地域の特色に対応した資料の収集ということで、取組項目が地域の人々や関係機関と連携した地域の記録や記憶の収集・公開となっております。アーカイブ資料の収集などが行動計画に掲載されています。

また、2ページ目です。施策の方向性(2)地域活動団体との連携・協働ということで、取組項目は1つ目、地域の各施設、機関との連携、また2つ目、地域の人々との連携、地域の人々の図書館活動への参加ということになってございます。詳細は4ページ以降の参考資料のほうでお伝えしていきます。

4ページ目、取組項目の②の地域の人々や関係機関と連携した地域の記録や記憶の収集・公開ということで、現状としましては、地域資料、行政資料の収集において網羅的に収集するため、関係機関と周知を行う準備をしているという状況で、課題としては、こういった地域資料、行政資料についての資料管理状況の把握や図書館への受け渡し、公開方法といった連携強化の検討、アーカイブ対応などが課題と考えていると。

今後の方向性については、他自治体での地域資料の状況調査を行っており、今年度中に取組の方向性をまとめる予定であると。また、郷土資料館が区内にはございまして、こちらのほうと世田谷区に関する資料を世田谷デジタルミュージアムとして公開しているので、今後、区立図書館の資料収集の役割分担の整理であったり、また行政資料、それから世田谷WEB写真館、こういったところとも現状の把握等を行い、関係機関と連携を検討していくという状況でございます。

5ページ目を御覧ください。取組項目、地域の各施設、機関との連携ということで、現状につきましては、文学館、美術館といったところとの連携事業については、文学館の移動文学館を開催している。参考に開催実績を記載しております。また、文学館、プラネタリウム、ここの中央図書館が連携した天文にゆかりのある文学者の関連図書、収蔵品の展示、プラネタリウムの上映の企画なども実施したということで、参考資料を後ろにつけております。また、区内障害者団体との連携、イベントについては、展示に関わるイベントを実施するなど、障害者と交流する場を提供してきています。

課題としては、今後、移動文学館について、未実施の地域図書館での開催というところであったり、本の展示にとどまらない協働事業などを検討する。また、障害者団体との連

携については、視覚障害者の団体に限らず、他の障害者団体や特別支援学校との連携について検討する必要があると。

今後の方向性につきましても、いずれの事業、イベントについても連携事業の実施について検討を進めるという状況でございます。

6 ページ目を御覧ください。地域の人々との連携、地域の人々の図書館活動への参加ということで、現状としましては、先ほど来出ている学校おはなし会のボランティア入門講座を毎年開催し、ボランティアの育成に努めていると。また、音訳ボランティア養成講座を実施していたり、ここの表の中で中級というところが音訳ボランティア活動経験者と、ちょっと誤変換になっている箇所がございました。申し訳ございませんでした。また、図書館でのおはなし会への協力、音声デジタイズ作成などボランティアの方々に協力をいただいております。

課題としては、図書館とボランティアの方々との意見交換する機会をもっと設ける必要がある。また、財政・施設面であったり、技術のレベルアップであったり、そういった支援を行う必要があるだろうと。幅広い世代の方に参加を呼びかけることが求められているということで、今後の方向性としては、定期的に意見交換をする機会を設ける、またそういったところで図書館とボランティア双方のレベルアップを図るということや、ボランティア講座の開催日時を検討したり、またおはなしボランティア、音訳ボランティア以外のボランティアの参画についても検討する。また、関係機関と連携し、ボランティアを希望される方の活動の場を広げていくということが求められることだと考えております。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。この基本方針3は、今も出てまいりましたおはなし会ボランティア、あるいは音訳ボランティアということで、この協議会のメンバーの方ともつながるようなところだと思います。地域の特徴を生かしてつながる図書館ということなんですが、御意見、御質問がございましたら、お出してください。いかがでしょうか。

○委員 取組の現状からなんですけれども、世田谷文学館の移動文学館について実施があったんですが、奥沢のこれはどこでされたのかなというのがまず1点。23年の4月から移転というか、閉鎖というか、工事でなくなったというふうに聞いていたので、これはいつのというか、要するに23年のことだと思うんですけれども、これをどちらでやったのかな

というのがまず1つ。

美術館のほうとの関係というか、連携されたイベントはなかったのかなというのがもう一つ。

取組項目の2つ目の地域の人々との連携というところなんですけれども、これはボランティアに関わらないと思うので、そういった地域のいろんな団体とのどうやって関係をつなぐかといったところの具体的な取組というか、検討の方法もここにに入れていただきたいなというふうに思いました。

あとボランティアに関していうと、今まで講座を受けた方が今実際何人ぐらい活動できているのか、もともとその受皿がないというのが何年かずっと言われてきたところだったと思うので、ボランティアの講座を受けていただいた方だけでも、こういった場所を提供できているのかとかというところの実績というか、数字というかが分かるといいかなとこれを見て思いました。

以上です。

○図書館事業推進担当係長 まず、奥沢の移動文学館なんですけれども、奥沢図書館の一時閉鎖後、今、仮事務所というところで、予約された本の貸出手続等をしてはいますが、その仮事務所の中で移動文学館を設置いたしました。壁とか、パーティションとかを利用して、ちょっと狭いスペースながら実施したようです。

○会長 1点目はよろしいと思うんですが、後半の点はいかがですか。

○図書館事業推進担当係長 まず、美術館との連携についてなんですけれども、世田谷美術館最寄りの玉川台図書館という図書館があるんですけれども、そこで連携イベント、講演会等を毎年開催しております。ちょっとこちらのほうには記載されていませんけれども、地域の図書館が中心となって連携のほうを進めております。

あとボランティアの人数なんですけれども、障害者サービスで音訳ボランティア、点訳ボランティアとしておよそ30名の方に御活躍いただいております。あとおはなし会のボランティア、こちらは各図書館のほうを合わせて270名強の方に御協力いただいて、合わせて300名強の方に御協力をいただいております。

○委員 世田谷のとしょかんというオレンジ色のほうの40ページの障害者サービスというところがあるんですけども、この場合のボランティアはおはなし会がメインな感じで書いてあったので、多分昨年度も出たと思うんですけども、そういったデイジーであったりとか、いろんな障害というか、本に触れるということに関してのいろいろな人によっての難しさというのがあると思うので、子どもであったり、やっぱり識字障害とかもあると思いますし、耳も目もというのも、いろいろあると思うんですが、そういったところに対するボランティアであったりとか、職員であったりとかということに対する取組もここに合わせて入れられると、より広い形での地域の方々との関係というのができるのではないかなと思いました。

こちらのほうで点字図書の貸出しとかの数字があったり、録音の冊数であったり、それのばらつきがやはり各館にあります。小学生もそうなんですけれども、支援が必要な小学生の読む本、読みたい本とかということに対しても、やはりその現場の先生方とかお母様方の話を聞くと、すごく偏っていて、いろいろ困難があったりとかという話も伺うので、そういった子どもたちというか、実際に見えない大人、聞くことが難しい大人の方だけではなくて、いわゆるそういった小中高もなってしまうんですけども、そういったところの大人に対する、親御さんであったり、先生方に対するフォローもこういった図書館のほうからできるようになると、より一層いいのではないかなと、学校図書というよりは、その地域にひいては広がるという意味で、少しここで項目として入れられるといいかなと思いました。

○会長 今の点よろしいですか。私、今の御指摘は基本方針4のほうのような気がするんですよね。これは次回、この場でやるんですが、基本方針4がそれぞれの特性に対応した多様な人々を包摂する図書館ということで、障害者の問題もあれば、日本語以外を母語とする人も含めて、それはどちらかという基本方針4でカバーできるような気もいたしましたが、事務局のほうで何かありますか。

○事務局 そのとおりで、事務局としましては、基本方針の3は、地域の特徴を生かした人々がつながる図書館というところで、今回は障害者のことは、ここで書いていることもなくはないんですが、基本的には次回の4のそれぞれの特性等に対応した多様な人々を包摂する図書館のほうでお答えしたいと思います。

○会長 ありがとうございます。では、ぜひ次回基本方針のときに確認をしてください。

○委員 ちょっとイメージが湧かないので教えていただければと思うんですが、デジタルアーカイブ、ああ、いいことだなと思って読んでいくと、郷土資料館が世田谷デジタルミュージアムを運営していると、それから世田谷区の広報広聴課が世田谷WEB写真館を運営していると。デジタルアーカイブだから、ネットで公開するだけの話ですよ。では、必要ならリンクを張っておけばそれで済む話な気がするんですけども、図書館として一体何をアーカイブ化したいのか、ちょっと理解ができなかったので、教えていただければと思うんですけども。

○事務局 郷土資料館については、やっぱり歴史的な資料のような古文書であるとか、民具とか、農具とか、そういったものを提供しております。もう一つの、これは広報広聴課がやっているんですけども、デジタルアーカイブについては、広報広聴課が所有している写真を公開しておるんです。今後、地方の図書館でもやっているところはあるんですけども、今後、我々自体が収集した、区民の方からお預かりした写真であるとか、そういったものを発信していきたいと思っていますところ。今はそういう意味でいうと、広報広聴が持っているものと少し方向性がかぶっちゃってはいるんですが、どちらかというところ、我々のほうが収集した資料を整理して提供できるようにしていきたいかなと思っていますところ。

○委員 デジタルアーカイブに関しては、私、今までに2回発言したことがありました。1回目は、同じような疑問を持った郷土資料館中心のデジタルミュージアムと、それから図書館が郷土資料、重要なものをたくさんお持ちだと思っんですけども、それをデジタル化したら、図書館だけでデジタルアーカイブをつくるのではなく、一体化した使い方ができるようなものをお考えになったらどうかということをもとに前期のときに発言しました。そのときには、郷土資料館と図書館は所管が違うから一緒に提供していくことは難しいんですというようなことをおっしゃいました。前回、今期になってからの第1回でもやはり私は同じようなことをお話ししたんですけども、もちろん世田谷区さんの事情は承知してい

ます。所管が違うとか、いろいろあると思うんですが、利用する側としてはやはり一体的に利用したいと思うんです。それを実現している自治体も結構あります。ですから、お金がかかることですし、それから人も手間もかかるので、ほかのこととの優先順位を考えると1番にとは言えないと思うんですが、これからずっと世田谷区さんの歴史、いろいろな文化施設が本当に重要なもの、世田谷区じゃなければいけないものをたくさん持っていると思うので、それをできる限りデジタル化して、それを図書館のデジタルアーカイブ、郷土資料館のデジタルアーカイブ、どこどここのデジタルアーカイブではなく、世田谷区の文化資源を一体的に閲覧できるような、それから子どもたちの歴史を勉強したいというような要求にもかなえ、応えられるような、そういったデジタルアーカイブを、せつかくお金をかけてデジタル化するんですから、それを使いやすいように、それから見てもらえるように、そんな形で考えていただけたらなというふうに私は思います。

以上です。

○会長 今の提言をどう受け止めますか。

○事務局 私も一図書館員として、我々図書館員はやっぱり分類をする、資料を整理するというのがやはり専門性を持つところとっております。その意味でいうと、広報広聴や、郷土資料館や、この先、場合によっては美術館、文学館もデジタル的な公開をしていくかもしれませんが、我々はやっぱりおっしゃっていたように、一体的にするだけではなく、その資料に対してどうやって区民がアプローチしやすくなるかというところを専ら専門として考えていきたいと思っております。だから、場合によってはインデックスやいわゆるハッシュタグと呼ばれるような検索の索引をどうやってつけていくのかというのが、まさに専門性が問われるところだと思っておりますので、そここのところを中心に、1枚の写真、もしくは1つの音声、そういったものを分類して検索していけるように考えていきたいと思っておりますし、その際には、どこが持っているものだからというのじゃなくて、やっぱり一体的に区民の方が利用できるようにはしていきたいと考えております。

○会長 今、事務局が言われたとおりだと思えます。結局、昔、図書館でいう分類目録なんですよ。今もうあまり分類目録という考え方はしないかもしれませんが、いわゆる図

書館としてメタデータをつくって、それを一本化して、文学館が持っているようが、博物館が持っているようが、図書館が持っているようが、場合によっては学校が持っているようが、メタデータを一本化して横断検索ができると。子どもたちは世田谷区について調べようと思ったときに、関連する本も、関連する地域資料も、場合によっては博物館にあるものも、さらにいえば最近では動画だってコンテンツ化できるわけだから、世田谷のお祭りだとかボロ市だとか、そういったものの映像がちゃんと検索できるという、活字だけじゃなくて、映像や音声もまとめて検索できるようにするのが、これは図書館がイニシアチブを取るべきですよ。そのぐらいの視野を持って取り組んだほうが予算と人は取れるはずなんです。だから、これは単に世田谷デジタルミュージアムだけじゃなくて、もっと広範に、世田谷のことなら、これに当たれば何でも分かる、そこまで言えないかもしれないけれども、かなりのことが分かるというようにしたほうがいいと思いますね。ぜひそういう方向で御検討ください。

○事務局 ありがとうございます。今、私もあまり考えていなかったのですが、そうだったのは、確かに学校にも大切な写真がありまして、特に創立何十周年のときは子どもたちが校庭に並んで60とか書くじゃないですか、あのときは結構、周りの風景も写り込んでいるんですよ。そうすると、その小中学校が昭和何年にはどういう状況の環境にあった学校だとか、平成になったらこんなに家が建ったんだとか、結構これ自体も重要な資料になると思いますので、収集先も含めて、これから検討させていただいて、できるだけ早く提供していきたいと思います。

○会長 ありがとうございます。ぜひそれに際しては、図書館振興財団の助成金がありますから、ぜひそういうものを活用して、外部資金も活用して、世田谷としてのアーカイブを構築していくべきだろうと思います。

そうした場合には、例えばこの行動計画も、収録しているコンテンツ数がちゃんと数字として出していける。そのほうがその進展の様子が分かると思います。それは最初に取り上げた電子書籍と違って、世田谷区の資産であり、蓄積していくんだから、必ず数字は毎年増えていくという性格なものですから、分かりやすいと思います。

ほかにこの基本方針3に関しましてこれだけは言っておきたいということがありますか。

○副会長 地域の各施設、機関と連携のところで、文学館とか美術館みたいな割と公的な施設が並んでいますけれども、例えば大学との連携とか、商店街との連携とか、そういったところもまちづくり的な文脈で図書館がどういう役割を果たしていくかというのを考えると大事なんじゃないかなと思いましたので、もし入れられるような実績とか見込みがあれば、入れていただくといいかなと思いました。

以上です。

○会長 有益なサジェスチョンをいただきましたが、いかがですか。

○事務局 ありがとうございます。確かにまさに国士館で下馬地域というか、三軒茶屋周辺でいろいろな活動をしていただいているのも含めて、確かにそういうのを積極的に進めていきたいと思っておりますし、国士館大学だけではなく、ほかの大学も含めて、場合によっては大学だけではなく、先ほどもちょっと説明しましたが、私立の小中高校とか、いろんな施設がございますから、いろんなところと連携なり協力をして、図書館の運営をしていきたいと思えます。

○会長 限られた時間の中でこの3つの方針についていろいろと御発言いただき、また幾つかの提案をいただきました。ありがとうございました。

それでは、今日出た意見を踏まえて、先ほどの欄、協議会からの意見・提案、さらにはそれを踏まえた行動計画に掲げる図書館としての取組の方向性、これを第4回目にまとめて提示していただければと思います。

さて、今日の議事は一通りこれで終わりということにさせていただきます。ちょっと時間の関係もありまして、全体の総括というものはできないので、次回基本方針の4から6を取り上げるときにでも、また重複してでも構いませんので、議論させていただきたいと思えます。

次回は1月以降の開催ということになります。1月下旬を予定しておりまして、その次の第4回は3月下旬ということになります。

〔日程調整〕

○会長 それでは、正式決定したら、なるべく早く事務局のほうから皆さんにお知らせく

ださい。

ありがとうございました。ほぼ予定どおりに議事を進めることができました。大変密度の濃い議論をすることができたように思います。今日出てきた話題は、いずれも世田谷区の図書館の今後にとって重要なテーマばかりです。ぜひ繰り返しになっても構いませんので、第3回あるいは第4回でも皆さんに熱心に御議論いただきたいと思います。

ほかに事務局のほうから確認事項、あるいは連絡事項がございますか。

○事務局 また前回のときと同様に、速記録、会議録をメールのほうで確認させていただきます。先ほどの日程のほうも含めてまたメールさせていただきます。

○会長 ありがとうございます。それでは、令和6年度第2回の世田谷区立図書館運営協議会をこれで閉じさせていただきます。皆さんどうもお疲れさまでした。

午後8時28分閉会